

令和 7 年度 自転車活用推進計画ネットワーク会議 議事要旨

○日時：令和 7 年 8 月 5 日(火) 13:30～14:50

○会場：長野県庁 議会棟 401 号会議室

- 議事：（１）令和 6 年度における自転車関連施策の状況について
（２）令和 8 年 4 月 1 日からの道路交通法の改正について
（３）長野県自転車活用推進計画の更新について
（４）その他（ネットワーク会議 関係機関・団体について）

○議事概要

- （１）令和 6 年度における自転車関連施策の実施状況について

＜説明資料＞ 令和 6 年度 自転車関連施策 進捗・評価

① 県民文化部 くらし安全・消費生活課（「安全・安心」：施策 1～5）

（関係部署：長野県教育委員会 保健厚生課・長野県警察交通部 交通企画課）

○施策 1「学校・事業所における交通安全教育を推進」については、季別の交通安全運動実施期間中に高校に赴いて生徒と協同した啓発活動を実施した。また、駅周辺や街頭において自転車ヘルメット着用をはじめとする自転車の安全利用の呼びかけを実施。更に、民間企業に委託し、高校生のヘルメットの着用促進を図るため、「ヘルメットシェアリレー」を実施。これは、県内 7 校計 30 名の方に参加していただき、ヘルメットに未来の夢などを書いて、ヘルメットをリレー形式で繋いで、高校生のヘルメット着用に向けた推進を行ったものである。

「事業所における交通安全教育の推進」は、長野県安全運転管理者協会のご協力を得て、同協会が行っている法定講習の場において、自転車安全利用のチラシを配布し、事業所に対して自転車の安全利用の呼びかけを行った。

教育委員会では、全ての学校で交通安全教室を開催するよう指導し、開催済みの小学校は 97.1%、中学校 89.7%、義務教育高等学校 100%、高等学校であれば 91.0%。また、高校生の自転車交通事故が非常に多いということから、生徒指導連絡協議会において注意喚起を行っている。

○施策 2「自転車通行ルールを守る県民意識の高揚」について、県民文化部では、街頭啓発の際にアルクマの反射材を配布し、自転車の安全利用を呼びかけた。また、親子交通安全絵本の配布、小学校低学年向けの自転車安全利用ルールブックの配布を行った。更に昨年は、市町村を通じて自転車用ヘルメットの購入支援事業を実施した。

教育委員会としては、生徒指導連絡協議会において、自転車安全利用 5 則、ヘルメット着用促進について説明、注意喚起を行って安全意識の高揚を図った。

警察本部は、イベントや関係機関団体と協働して広報啓発を実施。また、自転車シミュレーターを活用した安全教育の実施、自転車運転者の交通違反に対する指導・警告の強化を実施した。

○施策 3「安全性の高い自転車の普及促進」については、自転車貸付事業者に対する登録をしており、

令和 7 年 3 月 30 日時点で県内 27 店舗、23 事業所に交付している。

○施策 4「災害時における自転車活用の推進」については、令和 6 年中は活用するような災害の発生はなかった。

○施策 5「自転車損害賠償保険等への加入促進」について、県内損害賠償保険等の取り扱い店と連携して、保険に加入しやすい環境の整備ということで県のホームページ等で事業所を紹介している。自転車損害賠償保険の加入率は、令和 6 年 11 月に実施した県政のアンケートによると、加入している方は 58.5%、加入していない方は 33.2%、わからないのは 8.3%。加入者数は約 6 割という結果から、更なる加入を目指してまた促進を図っていく。

県教育委員会では、市町村教育委員会が参加する会議や公聴会で、自転車条例施行に伴う保険加入義務化等を説明している。また自転車で通学する生徒の自賠責補給保険の加入状況は、県立中学校高校であれば 100%、義務教育学校、市町村立学校でも 100%ということで全ての方が保険に加入している。

○自転車の事故発生件数について、令和 6 年は 585 件ということで、一昨年に比べてマイナス 30 件。8 月 4 日現在、自転車が関与する交通事故は、290 件で昨年に比べてマイナス 39 件。自転車事故件数の目標である 547 件、令和 9 年の目標である 470 件を達成するため、引き続き、安心・安全事業の取り組みを実施していく。

② 建設部 道路管理課（「利用環境」：施策 6～9）

（関連部署：観光スポーツ部 観光誘客課、県民文化部 くらし安全・消費生活課、長野県警察交通部）

○施策 6「自転車通行空間のネットワーク化および広域的な整備推進」について、自転車通行空間の整備は、令和 6 年度 63 km実施。大規模自転車道リニューアルについては、令和 4 年度までに全て完了済。

○施策 7「地域のニーズに応じた駐輪場の整備の促進」については記載のとおり。

○施策 8「レンタサイクル・シェアサイクルの普及促進」については、令和 6 年度、街路事業として補助対象事業 20 箇所、県単事業を 4 ヶ所実施。

③ 健康福祉部 健康増進課（「健康・環境負荷」：施策 10）

○施策 10「自転車による健康づくりの推進」について、令和 6 年度は健康づくり県民運動信州 ACE プロジェクトの推進や、運動アドバイザーの派遣、運動習慣定着に向けた研修会等を実施し、運動の重要性の周知及び利活用を促進。令和 7 年度は、信州 ACE プロジェクトや、10 年ぶりに改訂された「ずくだすガイド」の運動指導者対象の研修会で自転車を活用した健康増進を推進していく。

④ 環境部 ゼロカーボン推進課（「健康・環境負荷」：施策 11）

○施策 11「環境負荷の低い交通手段への転換」ということで、「信州スマートムーブ通勤ウィーク」を実施。これは、マイカーから徒歩ですとか自転車、公共交通への転換を総合的に進めているもの。この中で自転車利用を促進し、CO2 排出量削減し、令和 6 年度実績は、176 事業所 4 万 1000 人以

上の人が参加いただき、CO2 排出量を 80t 分削減した。また、「事業活動温暖化対策計画書制度」では、通勤等に係る自転車活用する取り組みを促進。これは、「事業活動温暖化対策計画書制度」に基づき実施された、事業者ごとの取り組み状況を県ホームページで公表・周知するとともに、実施状況を計画期間ごとで評価することで、環境負荷の低い交通手段への転換っていのを促進するもの。

⑤ 環境部 自然保護課（「健康・環境負荷」：施策 12）

○施策 12「自然環境と自転車共存できる環境の構築」ということで、例えば公園内をマウンテンバイクなどの自転車を使うというような活用を含めた、自然公園の適正な利用の推進を図るために、地元関係者の皆様とルール作りやどのようなルールが必要かについて、検討を行っている。マウンテンバイクの大会等もあるので、公園に与える環境負荷をよく見極めながら自転車の活用を進めるようなルールを反映していきたい。

⑥ 観光誘客課（「観光振興」：施策 13～14）

○「Japan Alps Cycling」ブランドの構築ということで、自転車の観光活用ということで取り組みを推進している。長野県の観光資源である景観、自然環境を背景に気軽に移動し、その先で食や歴史文化を楽しむ観光のコンテンツとして、サイクルツーリズムを非常に重要視しているところ。長野県のサイクルツーリズムというブランドが構築できるようなところまで持っていきたいと考えている。自転車活用推進計画では、基盤づくりと高付加価値化という2つの柱で取り組んでいる。

高付加価値化については、令和6年度は、「Japan Alps Cycling プロジェクト」と連携し、情報発信のサイト運営やその地域でサイクルコンテンツをより楽しんでもらうためのサイクルガイドの育成講座を実施し、価値を高めるということに繋げている。

また、情報発信やパッケージとして、県内の大きなイベントや大阪で開催された「サイクルモードライド大阪 2025」にブースを出展し PR をするほか中央日本四県の新潟・山梨・長野・静岡とも連携し、サイクルルートの共同 PR をやらせていただいている。

令和7年度に実施する取り組みは、令和6年度350万程度の当初予算を670万円ほどまで持ち上げ、資料に記載されているように現在の情報発信しているポータルサイトをより使いやすいものとする、現在配布しているガイドブックの多言語化などを実施する。「Japan Alps Cycling プロジェクト」にサイクリングに取り組んでいる市町村や安全・安心っていう観点で県警、あるいはサイクルトレインといった連携で交通事業者がこの組織に参画をいただいて、一体となって安全・安心に観光としてのサイクルを楽しむ体制を構築していきたい。

⑥ 交通政策課（「観光振興」：施策 14）

○施策 14 として、サイクルトレインの事業を活用している。例えば、JR 大糸線、飯田線において、自転車を電車の中に持ち運べるようにし、自転車利用者にも電車を利用してもらうという形で電車利用者を増加させる取り組みを行っている。アルピコ交通に対しては、上高地線におけるサイクルトレインの再度導入に関わる補助を行っている。

(2) 令和8年4月1日からの道路交通法の改正について

表) 青切符・赤切符について

項目	青切符	赤切符
違反の重さ	軽微	重度
点数	6点未満	6点以上
行政処分	点数加算のみ（累積で免許・取消）	免許・取消の可能性大
刑事処分	反則金支払いで前科なし	裁判で罰金・懲役、前科あり
手続き	簡易	裁判手続きあり
前科	つかない	つく

<説明資料> 令和8年4月1日からの道路交通法の改正

令和6年中の自転車事故の総件数については585件。前年比マイナス4.9%。事故前件数に占める構成率は11.8%。残念ながら、自転車事故によって亡くなられてしまった死者数は4人。前年比プラス33.3%。負傷者数は571人。前年比マイナス4.7%。重傷者数は76人。前年比プラス8.6%となります。自転車事故の死傷者数の多数については、約8割が誤った通行。

令和6年11月1日施行の道路交通法の一部改正後の自転車の交通取締り状況について、この一部改正により自転車の携帯電話などによる、ながら運転と酒気帯び運転が厳罰化された。令和6年11月1日から令和7年6月30日までのながら運転と酒気帯び運転の検挙件数は、ながら運転の検挙件数は2件。自転車の酒気帯び運転については84件。

令和8年4月1日施行の道路交通法の一部改正の概要についてご説明。令和8年4月1日から、自転車のいわゆる青切符が導入となる。従来の自転車の交通取締りは、自転車による悪質な交通違反を検挙した後は、交通切符、いわゆる赤切符などによる刑事手続きをこれまでは行っていました。赤切符による手続きについてですが、一般的な刑事手続きと同様で、警察による捜査を行って書類を検察庁に送致し、検察が起訴するか不起訴にするかの判断を行って、起訴された場合は、裁判所において裁判を受けて、罰金刑などの刑事罰が科されていた。令和8年4月1日からの道路交通法の一部改正に伴い、自転車の一定の交通違反について「交通反則通告制度」の青切符が導入されることで、自転車による交通違反の取り締まり手続きが大きく変わる。

「交通反則通告制度」とは、信号無視や指定場所一時不停止などの軽微な違反について、反則行為をした場合、刑事手続きに先立ち、反則金と呼ばれる行政上の制裁金の納付が通告され、この反則金を任意に納付したときは、刑事手続きに移行されることなく、その反則行為に関わる事件について起訴されないという制度。しかし、酒酔い運転や酒気帯び運転、妨害運転などの悪質危険な違反は、この「交通反則通告制度」の対象外であり、これまで通り、赤切符などを用いた刑事手続きにより処理が行われる。青切符導入後は、検挙された後の手続きは大きく変わるが、交通違反の指導・取り締まりについての基本的な考え方は、これまでと変わることはなく、自転車の交通違反を警察官が現認した、認知した場合、その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって迷惑性が高い違反であったときや、警察官の指導・警告に従わないときなどは、検挙を行うとの方針となる見込み。それに至らない違反についても現場で指導・警告を行う方針となる見込み。青切符の対象

者は 16 歳以上の自転車運転者になります。16 歳未満の者は青切符の対象とならず、原則として指導・警告となります。携帯電話使用、信号無視、踏切不停止、指定場所一時不停止などの違反が青切符の対象となる方針。

(3) 長野県自転車活用推進計画の更新について

＜説明資料＞ 第 2 次自転車活用推進計画の更新（案）

○道路交通法及び刑法改正に伴う罰則表記の修正

○「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」改定に伴う表記変更（「標示」→「表示」）

(4) その他（ネットワーク会議 関係機関・団体について）

○ネットワーク会議構成機関団体への「長野県安全運転管理者協会」の参画について提案。自転車活用推進計画で示されている、「自転車の活用の推進のために講ずべき施策の具体化に向けた取り組み」に、「全ての人が自転車を安全に利用する信州の実現」という項目があり、その中に事業者事業所による交通安全教育の推進、関係事業者等への自転車安全利用に関する啓発に取り組む旨が明示されていることから、安全運転管理者協会の協力を得て、同協会が実施している法定講習の場で、県内の事業所の方に自転車安全利用の啓発チラシを配布している。「全ての人が自転車を安全に利用する信州の実現」に向けて、安全運転管理者協会に参画いただく。

(5) 意見交換

- ・外国人観光客への交通ルール周知の必要性（多言語対応の提案）
- ・自転車事故の多くが交差点で発生（前方不注視・安全不確認等）
- ・青切符制度と講習制度の関係性についての質問
- ・保険加入の促進と事業所への働きかけの提案
- ・自転車通行ルールの周知方法（SNS・チラシ等）への期待

(6) まとめ

- ・今後の制度変更に伴う周知・啓発の強化が必要
- ・外国人次第や教育機関・事業所との連携を通じて、事故ゼロを目指す